

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

令和5年度(4月納付分～)の健康保険料率に変更になります

令和5年2月(3月納付分)まで

9.94%

介護保険料率 1.64%



令和5年3月(4月納付分)から

9.82%

介護保険料率 1.82%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

インセンティブ制度における
令和3年度の成績をお知らせします！

協会けんぽのインセンティブ制度とは、特定健診受診率など下記の①～⑤の5つの評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位23支部に該当した支部へ、得点数(偏差値)に応じたインセンティブを付与し、翌々年度の健康保険料率を引き下げる制度です。このたび、鳥取支部の令和3年度分の順位が確定しましたのでお知らせします。

鳥取支部の全体順位



13位(前回24位)
/47支部

鳥取支部は47支部中13位で**インセンティブ付与対象**となりました！
(令和3年度のインセンティブ制度実績は、令和5年度に反映します。)

引き続き加入者の皆さまの健康づくりを、全力でサポートできるように取り組んでまいります。

※令和3年度実績値および令和2年度の実績値から伸び率等より総合的に評価し順位を判定を行っています。

5つの評価指標ごとの順位と
皆さまへお願い

- ここでは、偏差値の順位ではなく、実績値の順位を掲載しています。
- 重要マークは評価がより伸ばせる項目です。一層の取組みをお願いします。
- 保険料率の引き下げのため、次の★印の取組みにご協力をお願いします。

特定健診等の実施率

重要

31位

(前回40位)



- ★協会けんぽの健診をご利用ください。
- ★定期健診結果データの提供をお願いします。

特定保健指導の実施率

重要

22位

(前回14位)



- ★健診結果で生活改善が必要とされた場合は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。
- ★事業所様は日程調整と面談場所の提供にご協力ください。

特定保健指導対象者の減少率

18位

(前回23位)



- ★特定保健指導は保健師などの助言に従い、最後まで中断することなく続けてください。

医療機関への受診勧奨を受けた
要治療者の医療機関受診率

重要

16位

(前回29位)



- ★事業所様は、従業員の健診結果を把握し、治療が必要と判定を受けた方には、必ず医療機関を受診するようお声がけください。

ジェネリック医薬品の
使用割合

16位

(前回16位)



- ★ジェネリック医薬品への切り替えにご協力ください。
- ※現在一部のジェネリック医薬品においては供給不足や欠品があり、切り替えを希望されても難しい場合があります。

退職後の健康保険の加入は速やかにお手続きを！

退職後の健康保険は3種類。保険料の額などを比較したうえで、退職者ご本人様のお手続きが必要です。

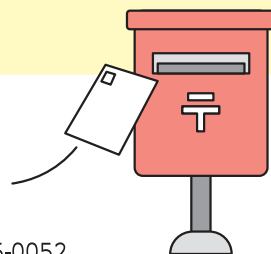
保険の種類	協会けんぽの任意継続 (最長2年間)	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市町村の 国民健康保険担当課	ご家族のお勤め先を 通じて手続き
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日(資格喪失日の前日)までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること 	お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	ご家族の勤務先にお問い合わせください(扶養の認定基準を満たす必要があります)
保険料	在職時の約2倍(上限あり) <ul style="list-style-type: none"> 退職時点の標準報酬月額(上限30万円)×保険料率で計算されます 上限額は見直されることがあります 原則2年間変わりません ※保険料率の改定により変更となる場合があります 	前年の所得や家族構成で決定 <ul style="list-style-type: none"> 「特例対象被保険者」に対して保険料軽減制度があります 毎年変動します 	被扶養者の保険料負担はありません



手続きの際は、**郵送**で、**新様式の申出書**をご提出ください！



新様式のダウンロードはこちら



「任意継続」についてのお問い合わせはこちら 業務グループ TEL 0857-25-0052

米子年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は 令和5年3月10日(金)をもちまして閉鎖いたしました

ご利用されていたお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

※米子年金事務所の閉鎖ではありません。また、米子年金事務所へ協会けんぽ出張窓口の閉鎖についてのお問い合わせはご遠慮ください。

手続きは郵送でお願いします

郵送先

〒680-8560
協会けんぽ鳥取支部
※郵便番号は個別番号のため、住所の記入を省略できます。

所在地

鳥取市今町2丁目112番地
アクティ日ノ丸総本社ビル
5階

申請書はホームページから印刷できます

ダウンロードはこちらから！



●電話での申請書の送付依頼も受け付けております

ご質問や
ご相談は

協会けんぽ鳥取支部に
お電話ください

企画総務グループ

広報・健康保険委員・健康経営など

0857-25-0051

業務グループ

保険給付金・任意継続・保険証など

0857-25-0052

レセプトグループ

レセプト点検・医療費通知・交通事故など

0857-25-0053

保健グループ

保健指導・健康づくり・健診など

0857-25-0054

「米子年金事務所内出張窓口閉鎖」についてのお問い合わせはこちら 業務グループ TEL 0857-25-0052

メールマガジン会員募集中！

スマートフォンをお持ちの方は
こちらからどうぞ→



申請書の提出など
お手続きはすべて郵送で！

協会けんぽ 鳥取

検索



全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階
TEL:0857-25-0050(代表)